

旅行ガイドブックによるプロモーション業務

委託仕様書

- ・本仕様書は企画提案作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。
- ・企画提案競争後、大津市は契約候補者と協議を行い、双方の合意が得られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結するものとする。

1 業務名

旅行ガイドブックによるプロモーション業務

2 業務期間

委託契約締結日から令和10年3月24日（金）まで

3 業務の目的

本業務は、全国的な知名度及び信頼性を有し、継続的に刊行されている旅行ガイドブックシリーズを情報発信媒体として活用し、本市の魅力を全国へ効果的に発信することにより、本市の認知度向上、誘客促進及び観光消費額の拡大を図ることを目的とする。

4 業務方針

- ・全てのページを本市の情報のみで構成するガイドブックを制作し、出版及び販売等を行うこと。
- ・全国的なブランド力と実績を持つ旅行ガイドブックシリーズを活用し、その企画及び編集ノウハウ、全国の書店を網羅する販売網を最大限に生かしてプロモーションを展開すること。
- ・本市のまだ広く知られていない新たな魅力や、読者の興味関心を引きつけるような視点を取り入れた、質の高い記事を制作すること。
- ・当該記事制作にあたっては、企画立案から取材、編集、出版、販売及びプロモーションに至るまでの一貫した事業計画を策定し、本市のプロモーション機会を最大限に高めること。
- ・本市のイメージ向上に資するよう、掲載内容の正確性、魅力的な写真や表現に配慮し、信頼性の高い情報発信を心がけること。
- ・令和9年10月～12月に実施される滋賀デスティネーションキャンペーンに活用されることを想定し、その点を配慮したスケジュールとすること。
- ・本業務で制作される当該ガイドブックの著作権等は出版社に帰属するが、本市の観光振興に資する出版物として、継続的な販売と活用に努めること。

【参考】

○第4期大津市観光交流基本計画

URL : <https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/025/1604/g/keikaku/74152.html>

○大津市観光ホームページ「びわ湖大津トラベルガイド」

URL : <https://otsu.or.jp/>

5 業務内容

本業務の目的及び方針に基づき、以下の業務を実施すること。なお、各項目における具体的な企画提案を示すとともに、当該ガイドブックが令和9年に実施される滋賀デスティネーションキャンペーンで活用されることを想定し、制作、プロモーション及び効果検証等の全体スケジュールを示すこと。

(1) 旅行ガイドブック記事の制作

- ・ターゲットとする読者層や本市の訴求するテーマを設定し、全体的な企画コンセプトや役割、掲載するコンテンツ構成を提案すること。
- ・掲載するコンテンツはターゲットのニーズや嗜好、トレンドを分析した上で、本市の魅力を最大限に訴求するとともに、話題性や独自性のある内容とすること。
- ・取材及び撮影はガイドブック掲載事業者等と調整を行った上で、現地での取材、情報収集、写真や動画撮影を行うこと。なお、掲載内容については、著作権、肖像権、その他諸権利に関する確認及び適切な処理を行うこと。
- ・宗教もしくは政治の勧誘、または営利目的等のほか、本市のマイナスイメージにつながる内容を取り上げないこと。
- ・写真素材については、本市が所有する写真を使用することも可とする。本市が所有する写真については、大津市観光ホームページ「びわ湖大津トラベルガイド」内にあるフォトライブラリーを参照すること。
- ・当該ガイドブックの一部に本市が原稿執筆を行うシティプロモーションの箇所（8ページ程度）を設けること。
- ・掲載内容は取材等に基づいた正確な情報であることに留意するとともに、編集では十分な情報整理により、読者に分かりやすく魅力的に伝えるための編集を行うこと。
- ・デザイン及びレイアウトは視覚的に訴求力のある誌面デザインや地図等を用いて制作すること。
- ・当該ガイドブックの内容の正確性を確保するための校正や確認作業を複数回実施すること。
- ・当該ガイドブックの規格（ガイドブックの名称、ページ数、版型等）や発行概要（発行予定月、発行部数、定価等）を提案すること。

(2) 旅行ガイドブックのプロモーションの実施

- ・全国の書店における配本及び販売促進のための流通網を確保するとともに、販売展開、流通戦略及び今後の販売計画を提案すること。
- ・出版社等のウェブサイト、SNS、メールマガジン、情報誌等の媒体を活用した情報発信を展開すること。

- ・書店での特集展開、書評活動及びメディアへの献本等、販売促進につながるプロモーション活動を展開すること。
- ・本市との連携により当該ガイドブック出版にかかるプレスリリース配信、報道機関への情報提供等を実施すること。

(3) 旅行ガイドブックの効果検証等の集計

- ・当該ガイドブックを購入した読者アンケートを行い、年齢、性別などの情報を収集するとともに、本市の魅力をどのように感じたか集計すること。
- ・出版社ウェブサイト等のガイドブック関連ページのアクセス数、SNS における反響（インプレッション及びエンゲージメント等）、メディア露出実績（記事掲載及び番組放映等）等を取りまとめること。

(4) 自由提案

上記(1)から(3)に加えて、本業務の目的達成に資する、より効果的かつ独創的な提案を予算の範囲内で提案することを可能とする。

6 業務の範囲及び役割分担

本市が委託する業務範囲と、受託者が出版社として行う事業活動との役割分担は、下記のとおりとする。

本市が委託する業務	受託者が出版社として行う事業活動
本市観光情報を中心とした誌面構成の企画	印刷・製本
本市との調整、取材、記事制作	ISBN 等の出版手続
情報発信戦略の企画	流通・配本・書店営業
ガイドブックを活用したプロモーション	販売及び在庫管理
効果検証等の集計	重版などの出版判断
本市への成果物の納品	

7 成果物

(1) 旅行ガイドブック 300部

※市内の公共施設や小中学校等への配布用

(2) 業務実施報告書

2部（日本語、A4両面、フルカラー）及び電子データ（PDF形式及び加工可能な形式のもの）

8 事業の運営に係る要件

- (1) 実施体制を明確にし、実施計画（工程や期間）を策定すること。
- (2) 各業務の実施に際しては、事前に本市と協議し業務内容について了承を得ること。
- (3) 再委託の予定がある場合は再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、あらかじめ委託者の承諾を得る必要がある。

再委託の業務範囲は次の区分を参照すること。

業務範囲	業務内容	再委託の可否
業務の主たる部分	業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断	再委託はできない
軽微な業務	コピー、印刷、製本、資料整理、計算処理、翻訳、参考書籍購入、消耗品購入、会場借上等	再委託することができる ※委託者の承諾を要さない
上記2つを除く業務	上記2つを除く業務	再委託をすることができる ※委託者の承諾を要する

- (4) 事務局を設置し、事業の管理・運営に関する一切のとりまとめを行うこと。
- (5) 月1回以上のミーティング（対面またはオンライン）を実施すること。
- (6) ミーティングの内容は議事概要を作成し、電子メールで提出すること。
- (7) 参考見積及びその内訳について、各経費見積は、それぞれの項目・単価等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。人件費や企画費、一般管理費などは、実費類と必ず区分して記載すること。また、実施計画に応じて、令和8年度と令和9年度の金額を区別すること。
- (8) 本業務で制作したガイドブックの所有権、著作権及び編集権は受託者に帰属するものとするが、本市が観光誘客を目的とした記事等を掲載する際に、当該ガイドブックの一部を使用する場合は、受託者に許可なく使用できるものとする。
- (9) 本業務の履行にあたっては、別紙個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、本契約履行上知り得たいかなる事項も他に漏らしてはならない。
- (10) 各業務の実施にあたり作成された書類・データの使用、保管にあたっては、紛失・漏洩等が生じないように厳重に管理すること。
- (11) 本仕様書に定められていない事項については、双方で協議の上決定すること。

9 問合せ・納入先

大津市産業観光部観光振興課（担当：菅沼・濱田）

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

電 話：077-528-2864

Email：otsu1618@city.otsu.lg.jp